

各都道府県知事 殿

総務大臣
(公印省略)

マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について（依頼）

平素よりマイナンバー制度の運用、特に平成 28 年 1 月からのマイナンバーカードの交付事務につきまして、地方公共団体の皆様に多大なご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

マイナンバーカードには、用途が法律で定められた事務に限定された「マイナンバー」部分と、民間事業者も利用できる「マイキー」部分（「公的個人認証機能による電子証明書」と「IC チップの空き領域」）があります。この「マイキー」部分には大きな可能性があると考えており、これにより例えば、電子的な確定申告である e-Tax や住民票の写し等のコンビニ交付をはじめとする自治体の様々なサービスを受けることが可能になります。

まず、コンビニ交付サービスにつきましては、公的個人認証機能による電子証明書を活用することで、これまでより容易に導入することができるようになっております。全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。（詳細は別紙 1 参照）

さらに、「マイキー」部分を使って、一枚のカードで自治体や商店街などの様々なサービスを活用できる情報基盤である「マイキープラットフォーム」についても、その実証事業に要する経費が 8 月 24 日に閣議決定された平成 28 年度第 2 次補正予算（案）に計上されたところです。併せて、この事業では、民間事業者のポイントを地域経済応援ポイントとして地域商店街等で活用できる仕組みである自治体ポイント管理クラウドの実証も行うこととしており、この実証事業への積極的な参加をお願いします。（「地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクト」詳細は別紙 2 参照）

また、平成 29 年 7 月から本格運用が開始されるマイナポータルを活用した住民サービスの向上と行政事務の効率化も期待されるところです。まずは子育て等に関する施策から順次、行政サービス等の検索・閲覧サービスや、各種手続のオンライン申請での受付を推進していただきたいと考えています。平成 29 年 7 月より、全団体においてマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスを導入していただくよう、早期かつ積極的な検討をお願いします。（詳細は別紙 3 参照。）

ついては、これらの施策について、導入を積極的にご検討いただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

(担当)

【コンビニ交付】

総務省自治行政局住民制度課 平野、松本、今林、松原

TEL : 03-5253-5517 (直通)

【地域経済応援ポイント】

総務省地域力創造グループ地域情報政策室 野口、東田、高野

TEL : 03-5253-5525 (直通)

【マイナポータル】

内閣官房社会保障改革担当室 田崎、保谷、町田

TEL : 03-6441-3479 (直通)